



記者発表資料  
 令和5年5月31日  
 自然保護課野生生物保護班  
 担当 後藤・仁木  
 電話 022-211-2673

食肉加工用ニホンジカ肉の全頭検査における放射性物質の測定結果について  
 (令和5年度第4報)

石巻市で採取されたニホンジカの肉について、放射性物質の測定を行ったところ国の基準値(100ベクレル/kg)を超えるものではありませんでした。

ニホンジカ肉については、平成29年12月13日付けで、県内全域を対象に国から出荷制限指示が出されており、現在も継続しておりますが、県の管理下において全頭検査を行い、放射性セシウムの検査結果が国の基準値を超えないものに限って出荷制限が一部解除されているものです。

記

1 測定結果

(単位：ベクレル/kg)

鳥獣名	捕獲場所 (鳥獣保護区等位置図 表記地区)	放射性セシウム		捕獲 年月日	測定日
		測定値	食品衛生法の規定に基づく放射性物質の基準値		
ニホンジカ	石巻市 雄勝町原	不検出	100	R5.5.15	R5.5.16
	石巻市 雄勝町原	16.6		R5.5.16	R5.5.17
	石巻市 雄勝町原	不検出		R5.5.17	R5.5.18
	石巻市 鮎川黒崎	不検出			
	石巻市 雄勝町原	不検出		R5.5.20	R5.5.22
	石巻市 雄勝町原	不検出		R5.5.21	

※ 次のURLから、野生鳥獣肉に係るこれまでの検査結果が確認できます。  
<https://www.r-info-miyagi.jp/r-info/archive/> (みやぎ原子力情報ステーション)

2 測定年月日 令和5年5月16日、同月17日、同月18日、同月22日

3 検査機関及び検査機器 株式会社 理研分析センター  
 ゲルマニウム半導体検出器

4 検出下限値 5.78 ~ 9.91 ベクレル/kg

(参考)

(1) 不検出

放射性物質の濃度が、検出下限値に満たないことを指します。

(2) 検出下限値

当該測定機器で検出できる放射性物質濃度の最小の値を示し、測定ごとに異なります。

なお、測定値及び検出下限値は、セシウム134及びセシウム137それぞれの値を合算した値であり、測定の結果によりセシウム134又はセシウム137のどちらかが不検出の場合などでは、測定値が検出下限値を下回ることがあります。